平成２２年（フ）第６６号
青森県平川市原上原79番地１
債務者　佐藤　克明
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第８４号
青森県弘前市大字桔梗野１丁目12番地１　ドミトリマンション３号
債務者　奈良　宏昭
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１７号
新潟県加茂市高須町２丁目７番16号、前住所新潟市秋葉区善道町２丁目８番８号
債務者　小川　健治
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３５号
山口市吉敷中東２丁目５番７―206号　上東県営住宅
債務者　新谷　裕子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
山口県防府市八王子２丁目４番３号　エムワンビル301号
債務者　松田　　忍
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５号
山口県防府市大字仁井令727番地の８
債務者　山崎　和馬
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
山口県防府市大字富海1271番地の８
債務者　泉　　清子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
山口市小郡下郷1960番地
債務者　畑中　康幸
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
和歌山県岩出市吉田50番地の１　406号
債務者　荒川　昌佳
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７３２号
神奈川県茅ヶ崎市堤3101番地
債務者　山田　麗子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７０号
横浜市緑区新治町704番地６　ファミールプラザⅡ―103号
債務者　本多　能春
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８２号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼２丁目19番１号　ランドヒルズ湘南202号
債務者　川瀬　隆正（旧姓岡田）
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９００号
横浜市瀬谷区本郷１丁目31番地６
債務者　林　　勝
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０１号
横浜市瀬谷区本郷１丁目31番地６
債務者　林　　壽江
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６号
相模原市南区東林間６丁目１番１―301号
債務者　田村　源光
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１４３号
相模原市中央区上溝４丁目６番３号
債務者　宮田恵理子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１５４号
相模原市中央区淵野辺本町４丁目18番19号　グランメゾン淵野辺102
債務者　三浦　勝也
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部